

沖縄振興開発金融公庫法施行令第四条第一号ニの規定に基づき主務大臣が指定する感染症等を定める件

令和 2年 2月14日 内閣府・財務省告示第1号

施行：令和 2年 2月21日

改正：なし

沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第四条第一号ニの規定に基づき、主務大臣が指定する感染症等を次のように定め、令和二年二月二十一日から同年八月三十一日まで適用する。

1 沖縄振興開発金融公庫法施行令（以下「令」という。）第四条第一号ニに規定する主務大臣が指定する感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第八項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）とする。

2 令第四条第一号ニに規定する生活衛生関係営業であってその営業を営む相当数の者の営業について衛生水準の維持向上に著しい支障が生じているものとして主務大臣が指定するのは、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条の規定により許可を受けて営む同法第五十一条に規定する営業のうち飲食店営業及び喫茶店営業並びに旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業とする。

\*\*\*\*\*